

注文していない健康食品の送りつけ商法にご注意!

心当たりのない業者から突然電話があり、断ったにもかかわらず商品が送られてくる、注文した覚えがないのに「以前注文があった」と言われて健康食品を送りつけられるなどという事例が増えています。

事例

- ① 心当たりのない業者から健康食品を届けると電話があり、「注文していない」と断ったところ「パソコンに注文した記録が残っている」と強引な口調で言われた。断っても何度も電話がかかってくるので「警察に届ける」と言ったら電話が切れた。
- ② 「ご家族の方が注文した健康食品を送る」と業者から電話があった。身に覚えがないため断ったところ「受注生産品なので必ず買い取ってほしい。支払わないと裁判になる」と脅された。
- ③ 注文した覚えのない健康食品が宅配便で送られてきて、代金引換で受け取ってしまったが返品したい。支払った代金も返してほしい。

対処法

- ① 電話がかかってきた場合
 - ・申し込んだ覚えがなく、購入するつもりもなければきっぱり断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。
 - ・相手に脅された場合は、警察に相談しましょう。
- ② 商品が届いた場合
 - ・断ったにもかかわらず代金引換で商品が送られてきたら、送り主の住所氏名や連絡先を控えてから、受け取りを拒否しましょう。
 - ・断りきれずに承諾し商品が届いてしまっても、クーリングオフができる場合があります。

～困った時は消費生活センターに相談しましょう～

■茨城県消費生活センター ☎029-225-6445

■常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185 (直通) (本庁商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。



健康通信

常陸大宮済生会病院
皮膚・排泄ケア認定看護師
渡邊 純枝先生

「床ずれ (褥瘡) について」

皆さんは、「床ずれ」と聞いてどのようなことを思い浮かべるでしょうか。「寝たきりの人にできる傷?」と思う方が多いと思います。

通常、私たちは寝ている時に無意識に寝返りをうちます。また、いすに座っている時も少しずつ、お尻の位置を動かしています。おそらく長い時間、ずっと同じ姿勢でいることは難しいでしょう。

しかし、自分で寝返りができない方、いすに座ったまま立ち上がれない方などは、長い時間一定のところ(部位)で自分の体重を支えなければなりません。そのため、自分の体重で皮膚への血液の流れを止めてしまう状態が長く続くと、血液の通わなくなった組織(細胞)が傷ついてしまいます。これが「床ずれ」です。

医学用語では、「床ずれ」を「褥瘡」と言い、それぞれの漢字の意味を辞書では、次のように説明しています。

褥(しとね)：座る時や寝る時に下に敷く物。敷き布団。

瘡(かさ)：皮膚のできもの、はれもの。また、傷の治り際にできるかさぶた。

「床ずれ」は、お尻・肩甲骨・太ももの付け根(大転子)・腰骨(腸骨)・くるぶし・かかとなど、脂肪が少なく骨が出っ張っているところにできやすいため、毎日皮膚をよく見るのが大切です。また、汗や尿・便などで湿ったままの皮膚や乾燥した皮膚は、刺激に弱く、傷つきやすいだけでなく、かゆみの原因にもなります。そのため、皮膚を清潔にして、乾燥予防に保湿クリームなどを塗ることをお勧めします。

そして何よりも、皮膚の異常が見られた時は、早めに受診しましょう。

